

平成28年 9 月29日

門真市議会議長

土山 重樹 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

委員会審査報告書（1）

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、下記のとおり決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

<原案のとおり可決すべきもの>

- 1 議案第56号 公共下水道桑才第1管渠^{きよ}築造工事請負契約の締結について
- 2 議案第57号 (仮称)門真市立総合体育館建設工事請負契約の一部変更について
- 3 議案第58号 公共下水道島頭第1管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について
(附帯決議を付す)
- 4 議案第59号 市長等の退職手当の支給額の特例に関する条例の制定について
- 5 議案第60号 上下水道事業の組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 6 議案第62号 門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について
- 7 議案第63号 門真市税条例等の一部改正について
- 8 議案第66号 門真市水道条例の一部改正について
- 9 議案第69号 平成28年度門真市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

<否決すべきもの>

- 1 議案第61号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

審査日：平成 28 年 9 月 21 日（水）

○議案第 58 号 公共下水道島頭第 1 管渠^{きよ}築造工事請負契約の一部変更について

（議案の内容）

平成 27 年 6 月 19 日門真市議会第 2 回定例会において議決のあった公共下水道島頭第 1 管渠^{きよ}築造工事請負契約について、工期「議会の議決のあった日から平成 28 年 9 月 30 日まで」を「議会の議決のあった日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に改める。

（主な質疑と答弁）

問	再度工期が変更となった理由は。
答	28 年 3 月議会後、不明障害物の調査を実施したところ、鋼製くいであることが判明し現場状況から障害物を掘削して撤去することが困難と判断した。その対策工事として5月中旬に推進機を発進立て坑まで引き戻しを実施したが、試験的に 1.2m 引き抜いたところ、道路の陥没事故が発生したため工事を中止せざるを得なくなったことから、今後の工事継続に向けた再検討を行うため、再度工期変更するものである。
問	対策工事の実施に伴い、新たな経費や期間が発生するのか。また、3月31日までに終わるのか。
答	工法検討の結果によっては、新たな特殊工法への変更により、相当の期間や経費を要することも考えられるが、全力で3月31日までの完了を目指し取り組んでいきたいと考えている。
問	障害物が原因とのことであるが、事前の調査について課題はなかったのか。
答	事前の調査としては、机上調査等により得られる情報と地上からの探査データをもとに実施設計を行い、工事発注後においては各地下埋設物管理者との協議や試験掘等を行い工事を進めてきたところであり、水路下部を横断する事や地下埋設物がふくそうしている現場条件や過去、幾度と下水道工事が想定外の地下埋設の障害物により、設計変更に至った経過も踏まえ、通常よりも深く公共下水道管を埋設する伏越区間として設計していたものの、今回、想定を上回る深さでの地中障害物に接触し、変更せざるを得なくなったものである。 今後においては、それらの経験を生かし、想定外を想定内に少しでも近づけるよう、より精度の高い事前調査に取り組んでいきたいと考えている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

（附帯決議）

当初の契約を平成 27 年 6 月 19 日に可決し、その後、工事内容や工事状況の変更により、平成 27 年 12 月 17 日に契約金額の増額、平成 28 年 3 月 24 日に工期延長の変更契約を行っている。

これらの変更契約に加え、今回の工期延長については、周辺住民への影響などを考慮し、安全性を確保の上、早期に工事を完了できるよう適切な措置を講じること。

○議案第60号 上下水道事業の組織統合に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(議案の内容)

上下水道事業の組織統合に伴い、関係各条例において所要の改正を行うにつき、本条例案を提出するものである。

(主な質疑と答弁)

問 組織統合後においても、現在進めている加速的な整備促進の組織体制は確保されるのか。

答 組織統合後においても更なる業務の効率化を図り、定数や人員配置について関係部局と調整し、整備に必要な職員体制が確保されるよう努め、引き続き、普及率向上に向け事業を推進していく。

問 現在の下水道使用料の金額が適正なのかどうかの検証と、下水道使用料を改定する場合の考えは。

答 7年12月1日の下水道使用料の改定以降、単年度収支及び実質収支の推移が良好であることから、これまで見直しは行っていない。

現在、一月当たり20立方メートルを使用した場合の一般家庭用下水道使用料の金額は、府内43市町村中6番目に低廉なものとなっているが、使用料収入を汚水処理費で除して算出する経費回収率は102.0%であることから、現会計制度においては、適正な水準であると認識している。

29年4月1日からの地方公営企業法の適用に伴う企業会計の導入により、経営成績及び財政状態の明確化が図られた中で、長期的な経営計画を踏まえた健全な事業運営を前提として財政計画を策定し、財政収支バランスを確認することにより、使用料改定の必要性を判断していくものと考えている。

(その他の質疑項目)・職員定数の見直しについて など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第61号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本市が実施する事務事業の継続の可否を検証するために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する門真市事務事業継続検証審議会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定める。

(主な質疑と答弁)

問 事業検証の目的は。

答 市政の新たなスタートを切るに当たり、前市政において政策的に判断され新たに開始された事業について、本当に市民から求められているのか、市民目線で市が実施しなければならない事業であるのか、一度立ちどまって振り返ることが必要であるとの趣旨である。

審議会では、各事業について市民ご意見番による市民の評価も含めた事務事業に関する資料を活用した上で、改めて客観的な振り返りと検証を行ってほしいと考えており、今後の事業の方向性については、審議会の答申を踏まえ、総合的に判断したいと考えている。

問 審議会委員の選任方法、人数及び任期は。

答 委員の選任方法及び人数については、新たな観点から事業の検証をしてもらうことから、

<p>これまで本市の事業や附属機関においてかかわりのない、3名の外部委員を予定している。 任期については、議会の議決後、10月中旬ごろから12月中に検証結果の答申提出までの期間と考えている。</p>	
問	審議会の流れは。
答	<p>議会の議決後、10月中旬ごろには第1回の審議会を開催し、当該審議会に諮問し、各種資料による調査とともに、必要に応じて事業の立案等に関与した職員への聞き取りなどを行ってもらう予定で、12月中には答申を提出してもらいたいと考えている。また、会議の開催については、8回を見込んでいます。</p>
問	事業の対象数及びピックアップ方法についての考えは。
答	<p>検証の対象としては、およそ過去10年間の事業計画において採択されたおおむね400の新規事業等と考えています。</p> <p>ピックアップ方法については、ピックアップするかどうかも含めた、具体的な検証の手法や基準について、審議会で議論してもらいながら、定めていきたいと考えています。</p>
問	来年度の予算編成のスケジュールは。
答	<p>10月下旬までに各所管が予算要求した後、各課のヒアリングを12月上旬までに行い、12月末には予算全体を取りまとめ、来年1月下旬には市長内示を予定しています。</p>
問	400の事業を8回の審議会で審議するとなれば、1回の審議会で50もの事業を審議することになるが、審議することは可能なのか。
答	<p>諮問後、審議会で委員に400の事業を示し、審議会以外の期間中にも資料に目を通してもらうことで、審議することは可能だと考えています。</p>
問	400事業をゼロベースで見直すとのことだが、2カ月半では十分に検証できないのでは。
答	<p>タイトな日程ではあるが、新年度の予算に反映したいと考えているため、12月中には答申を得るべく、日程調整、手法等について、調整を図っていききたいと考えています。</p>
問	手法やスケジュールを変更する考えはないのか。
答	<p>審議会委員に絞り込みの手法や方向性を決めてもらい、それに基づいて選別していく方法が適切であると考えています。</p> <p>また、12月末までとしたのは予算編成に間に合わせるためであるが、予算編成に間に合わせるができるのならば、2月、3月まで期間を延ばしていきながら、場合によっては12月の段階で中間報告という形も考えられる。</p>

(その他の質疑項目)・事務事業評価の客観性の有無について

・3名の外部委員に市民がいないことについて など

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成少数で否決

○議案第62号 門真市一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員について一定の場合有給での病気休暇を取得できるようにするため、本条例案を提出するものである。

(主な質疑と答弁)

問 今回の条例改正の概要は。

答 一般職の非常勤嘱託職員及び臨時的任用職員に対し、これまでの無給の病気休暇に加え、規則で定める場合に有給での病気休暇を付与できるよう改正するものである。

問 非常勤嘱託職員や臨時的任用職員への有給での病気休暇について、府内の導入状況は。

答 非常勤嘱託職員については13団体、臨時的任用職員については3団体である。そのうち、正規職員並みの病気休暇制度を導入している団体は、非常勤嘱託職員についてのみ1団体である。

(その他の質疑項目)・正規職員の病気休暇制度について

・正規職員並みに病気休暇を拡充することについて など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第63号 門真市税条例等の一部改正について

(議案の内容)

地方税法等の一部を改正する等の法律等の公布に伴い、延滞金の計算期間の見直し並びに個人市民税における特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例及び特例適用利子等に係る課税の特例等を規定するとともに、固定資産税等の課税標準の特例割合を定めるにつき、本条例案を提出するものである。

(主な質疑と答弁)

問 本制度の概要は。

答 個人市民税について、29年1月から33年12月までに、定期健康診断や予防接種などを受けている納税義務者が、自己又は配偶者その他親族のために、特定一般用医薬品等について、その購入費用を年間1万2000円を超えて支払った場合には、その超える金額を所得控除できるようにするものである。

特定一般用医薬品等とは、いわゆるスイッチOTC薬であり、医療用から移行した成分が用いられる要指導医薬品及び一般用医薬品のうちの一定のものである。

なお、控除の限度額は、年間10万円のうち、1万2000円を超える額の8万8000円である。

また、現行の医療費控除との重複適用はできないので、納税義務者の選択により申告することとなる。

問 控除される額について税額にすると幾らになるのか。

答 所得控除額に税率を乗じた額が、控除される税額相当分となるので、一般的には市府民税を合わせて10%を乗じた額である。

(討論) 反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

このほか、議案第57号「(仮称)門真市立総合体育館建設工事請負契約の一部変更について」は、追加工事の内容などについて、議案第66号「門真市水道条例の一部改正について」は、第11条及

び第 32 条の改正理由について、それぞれ質疑、答弁があり、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

また、議案第 56 号、第 59 号及び第 69 号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

平成28年 9 月29日

門真市議会議長

土山 重樹 様

総務建設常任委員会

委員長 後藤 太平

委員会審査報告書（2）

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、反対の討論の後、賛成少数で否決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

記

- 1 議案第67号 平成28年度門真市一般会計補正予算（第6号）中、所管事項

平成28年 9 月29日

門真市議会議長

土山 重樹 様

民生常任委員会

委員長 武田 朋久

委員会審査報告書（1）

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第65号 門真市立市民公益活動支援センター条例の一部改正について
- 2 議案第68号 平成28年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

審査日：平成 28 年 9 月 23 日（金）

○議案第 65 号 門真市立市民公益活動支援センター条例の一部改正について

（議案の内容）

門真市立市民公益活動支援センターの作業室について、より広く市民の利用に供するため、本条例案を提出するものである。

（主な質疑と答弁）

問	条例改正の目的は。
答	現在、門真市立市民公益活動支援センターは、市民プラザ内の複合施設の一部として設置していることや、フリースペースは市民の誰もが利用できることから作業室を開放することにより、施設の認知度を高め、利用率を向上することが可能となる。このようなことから、施設の有効活用を図ることを目的に作業室の利用について、施設の設置目的以外の利用、すなわち登録団体だけでなく、個人も利用できるように条例改正を行うものである。
問	設置目的以外の利用とはどのようなものか。
答	具体的な施設の設置目的以外の利用例としては、公益活動に当たらない個人の趣味的なサークル活動等で使用されるケース等を想定している。
問	作業室に設置している印刷機の利用について、利用料金を設定された根拠と、従来の登録団体と個人等での利用料金の差はどのくらいあるのか。
答	作業室は無料で利用してもらえが、室内に設置している機器類等については有料となっている。個人利用等の料金設定の根拠については、指定管理者の業務範囲となるため指定管理料の中から印刷機等のリース代等を勘案するとともに、複数の市内業者から見積もりを徴収し、市場価格を参考にして利用料金を設定している。 その利用料は、登録団体においては、従前のおり A 4 版 100 枚を印刷し、あわせて紙折り機を利用した場合は、160 円である。個人等が同じ条件で利用される場合は 730 円となる。

（その他の質疑項目）・個人からの利用要望について

・料金を条例に規定しない理由について

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第 68 号 平成 28 年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 795 万 6000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 225 億 4808 万 7000 円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳出：前年度繰上充入金減額分 △795 万 6000 円】

問	18 年度には約 58 億円あった国民健康保険事業特別会計における累積赤字を 27 年度には約 17 億円にまで減少させているが、累積赤字解消に向けたこれまでの取り組みは。
答	多額の累積赤字を抱える国民健康保険事業特別会計の収支改善を強力に推進するため、20

年3月に門真市国民健康保険事業特別会計収支改善計画、23年7月には中間見直しを行い同計画第1次改定版を策定した。さらに、24年10月に門真市国民健康保険事業特別会計赤字解消計画を策定し、収納対策の強化等による歳入の確保、医療費適正化等による歳出の抑制によって特会の単年度黒字を維持しつつ、一般会計からの計画的な繰り入れによって累積赤字を解消していくという取り組みを進めてきた。その成果として、この10年間で、約40億円の累積赤字を削減することができたものである。

問 国保が広域化される30年度までに累積赤字を解消することは難しいと考えるが、今後の累積赤字解消についての考えは。

答 28年3月開催の第3回大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議において決定された平成27年度検討状況とりまとめの中で、累積赤字の解消については、原則として29年度までに解消することとし、やむを得ない場合、30年度以降、6年以内とされている激変緩和措置期間において、市町村の責任で一般会計からの繰り入れや保険料率への上乗せによる解消を容認することが示されている。

本市の赤字解消計画では、33年度を解消年度と定めているが、歳入の確保、歳出の抑制及び一般会計からの計画的な繰り入れによって、早期に解消できるよう一層努める。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

平成28年9月29日

門真市議会議長

土山 重樹 様

民生常任委員会

委員長 武田 朋久

委員会審査報告書(2)

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第67号 平成28年度門真市一般会計補正予算(第6号)中、所管事項

審査日：平成 28 年 9 月 23 日（金）

○議案第 67 号 平成 28 年度門真市一般会計補正予算（第 6 号中）、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 9885 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 571 億 4266 万 5000 円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：B 型肝炎予防接種委託料 929 万円】

問	B 型肝炎ワクチンが定期予防接種の対象になった経緯は。
答	B 型肝炎においては、既に母子感染予防の取り組みがなされているところであるが、肝炎を発症しないままウイルスを保有し続ける持続感染の予防を主な目的に、保育所等における感染予防の取り組みとして定期接種化されたものである。
問	対象者と実施方法は。
答	対象は 28 年 4 月 1 日以降に出生した生後 1 歳に至るまでの乳児で、1 歳までに 3 回の接種が必要であり、1 回目の接種から 27 日以上あけて 2 回目を、1 回目の接種から 139 日以上あけて 3 回目を接種してもらうことになる。また、医療機関での個別接種として実施するため、事前に実施医療機関に直接予約の上、接種してもらうことになる。
問	同ワクチンの供給状況は。
答	現在、国内において 2 社から供給されており、国が把握している情報に基づく供給量の見込みによると、増産等により必要な量は確保される見込みであることを確認している。
問	1 歳を過ぎた場合の接種方法は。
答	同ワクチンは、1 歳までに 3 回の接種を完了した場合に定期接種の対象になるとされており、1 歳を過ぎた場合については、任意接種となり実費負担となることから、接種期間の短い 4 月生まれの乳児などに対しては、早期に個別通知を開始し、1 歳までに完了してもらえるよう努める。

【歳出：通知カード・個人番号カード関連事務交付金追加分 2970 万 9000 円】

問	個人番号の通知カードを紛失した時の対応は。
答	通知カードの紛失に関する問い合わせ等があった場合には、通知カードを有料により再交付できること及び通知カード紛失届を提出の上、無料で個人番号カードを申請する方法など、要望に応じた説明を行っている。その上で、通知カードの再発行を希望し、早急に個人番号の確認が必要な市民には、申請から交付まで数週間程度を要することから、個人番号が記載された住民票を請求してもらうことにより、個人番号の確認をしてもらっている。

（その他の質疑項目）・B 型肝炎ワクチン定期接種化についての市民への周知方法 など

（討論） なし

（結果） 全員異議なく原案のとおり可決

平成28年9月29日

門真市議会議長

土山 重樹 様

文教常任委員会

委員長 大倉 基文

委員会審査報告書（1）

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第64号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

審査日：平成 28 年 9 月 27 日（火）

○議案第 64 号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（議案の内容）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令等の施行に伴い、保育士の配置要件を緩和し、避難用階段に関する設備基準を改めるにつき、本条例案を提出するものである。

（主な質疑と答弁）

問	国から示された保育士配置の特例の目的とその内容は。
答	待機児童の解消に向け、全国的に保育定員の拡充が急速に進められている中で、深刻な保育士不足への対応や、保育士の労働環境を改善し就業の継続を支援することを目的としている。
答	保育士配置に係る特例は 3 点あり、1 点目は、子どもが少ない時間帯において、保育士を 2 人配置する必要があったものを、そのうちの 1 人については、保育士と同等の知識及び経験を有する者の配置を可能とするものである。2 点目は、長時間開所する際に、追加して雇い入れることが必要となる保育士についても、基準上必要な保育士数の 3 分の 1 以内で、保育士と同等の知識及び経験を有する者の配置を可能とするものである。3 点目は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を有するものについて、同様に 3 分の 1 以内での活用を可能とするものである。
問	保育士と同等の知識及び経験を有する者として、子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを終了した者が想定されているが、その研修はどの程度の期間を要するのか。また、門真市での研修受講者は何人くらいいるのか。
答	同コースの研修内容としては、基本研修が 8 科目、8 時間、専門研修として 18 科目で 21 から 22 時間に加え、見学実習が 2 日間あり、全体で 8 日間の受講が必要である。 また、27 年度に門真市で開催した研修で、同コースを終了し、子育て支援員として認定されたのは 8 人である。
問	条例改正案には、幼稚園教諭や小学校教諭の活用が規定されていないが、その経緯は。
答	厚生労働省通知において、幼稚園教諭については 3 歳以上児、小学校教諭については 5 歳以上児を中心に保育することが望ましいとの見解が示されている。 小規模保育事業所は 0 歳児から 2 歳児を預かる事業所であり、門真市子ども・子育て会議での答申や市内事業者に対する活用の意向も確認した結果、条例改正は行わないものとした。
問	代表質問に対する答弁で 0 歳児から 2 歳児の待機児童解消に向け、小規模保育事業者を新たに募集するとのことであったが、具体的にはどのような募集になるのか。
答	29 年度当初予算への計上に向け、具体的な内容を、早急に検討していくが、現時点でのイメージとしては、0 歳児の保育定員を設定できる事業所の募集を考えている。 募集時期については、29 年度のできる限り早い段階での実施を考えており、事業所数については、待機児童の状況を見きわめながら、段階的な募集が望ましいと考えている。

問	小規模保育事業所の卒園児の円滑移行に向けた取り組みとして、3歳以降の継続入所の際に22人までの受け入れを可能とする運用についての考えは。
答	市内の小規模保育事業所の状況を勘案した上で、29年4月の利用調整に向け、各事業所と調整を考えている。
問	今回の職員配置の特例は、なぜ必要なのか。
答	厚生労働省によると、全国的な保育士不足に対応するため、保育士の配置要件を柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるとともに、勤務環境の改善につなげるためとしている。本市としても、配置要件が一定緩和されるものの、待機児童解消やさらに増加が見込まれる保育需要への対応を考えると、当分の間の特例として現実的な改正と考えている。
問	長時間開所の事業所は3分の1までは保育士資格が無くても良いとのことであり、基準の引き下げではないのか。
答	長時間開所の場合においても追加的に確保しなければならない保育士の範囲内での限定的な運用であること、さらに、子育て支援員の資格等一定の要件を求めていることから、この改正により保育の質が低下するものとは考えてない。
問	市内で働く保育士への優遇策などの考えは。
答	各自治体において、保育士確保に向けた処遇改善に取り組んでいることは聞き及んでおり、保育士確保に向けた取り組みの必要性は感じている。しかしながら、財源を伴うものなので、さまざまな子育て支援の施策とのバランスを考えた中で、検討すべきものと考えている。

(その他の質疑項目)・特別避難階段に係る付室の変更内容について

・市内の小規模保育事業所の状況について など

(討論) 賛成及び反対討論あり

(結果) 賛成多数で原案のとおり可決

平成28年9月29日

門真市議会議長

土山 重樹 様

文教常任委員会

委員長 大倉 基文

委員会審査報告書(2)

本委員会に付託の下記議案については、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 議案第67号 平成28年度門真市一般会計補正予算(第6号)中、所管事項

審査日：平成 28 年 9 月 27 日（火）

○議案第 67 号 平成 28 年度門真市一般会計補正予算（第 6 号）中、所管事項

（議案の内容）

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 9885 万 7000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 571 億 4266 万 5000 円とする。

また、債務負担行為の補正及び地方債の補正についても定める。

（主な質疑と答弁）

【歳出：公立認定こども園整備事業 5797 万 1000 円】

問 建設費増額の要因として、床面積の増加とあるが、当初の想定面積はどの程度だったのか。また、当初は何を根拠に算定したのか。

答 （仮称）市立南認定こども園の建設費の概算については、定員や建物イメージが白紙であった 26 年 10 月、事業計画策定時に算定したものであり、新しい公立保育園や幼稚園を参考に平米単価を算出し、また、近隣の新設で最大規模の認定こども園の床面積が 1600 m²であったことから、その数値を南認定こども園の床面積と仮定し、概算見積もりの根拠としたものである。

問 今回の補正予算で、全体の認定こども園に関わる金額は、年度ごと、債務負担行為も含めて幾らになるのか。

答 補正予算の内容としては、工事請負費の総額を 1 億 4750 万 7000 円増額し、9 億 8536 万 6000 円としている。年度ごとの内訳としては、28 年度では、当初予算に計上している前払い金に 5791 万 1000 円を増額し 3 億 8788 万 8000 円とするとともに、29 年度の完了払いのために設定している債務負担行為の限度額を 8953 万 6000 円増額し、5 億 9747 万 9000 円としている。

問 建設や工事費支払いのスケジュールは。

答 建設工事については、29 年 4 月に開始し 30 年 1 月の完了を予定しており、30 年 4 月の開設を見込んでいる。

工事費の支払い等のスケジュールとしては、年内に建設工事の入札を実施する。29 年 3 月定例会において契約議案の議決後、工事施工者に対し、全体工事費の 40%に該当する金額を工事前払金として、30 年 1 月の建設工事完了時に残りの建設費全額を支払う予定としている。

問 （仮称）市立南認定こども園の整備場所や建物等の施設概要は。

答 整備場所は、千石西町の門真団地内である。全体の広さは約 2800 m²の土地を予定している。建物概要は鉄骨造の 2 階建て、延べ床面積約 2300 m²、園舎の 1 階には 0 歳児から 2 歳児の保育室、調理室、ランチルームを兼ねた多目的室、子育て支援室や事務室等を配置し、2 階には 3 歳児から 5 歳児の保育室や遊戯室等を配置することとしている。

園庭は約 780 m²の広さを確保し、植栽や菜園スペース、遊具施設を設ける予定としている。

問 定員はどのように考えているのか。

答 定員設定に当たっての基本的な考え方としては、現在の市立南幼稚園と南保育園の在園児分を確保するとともに、待機児童の多い 0 歳児から 2 歳児について若干名の定員を拡充して

おり、全体で260名程度の定員を想定している。

保育定員としては、南保育園の定員180人に対し、新施設では0歳児から2歳児を若干名増加し190人としている。

また、幼稚園定員については、現在の南幼稚園の定員は130人を設定しているものの、過去5年の定員充足率が30%前後で推移しており、新施設では70人としている。

なお、3歳児については、保護者の就労状況によらず転園する必要がない認定こども園の特色に対応できるよう、5人の幼稚園定員を設定している。

問 年齢ごとの内訳や、保育室の配置は。

答 年齢ごとの内訳としては、0歳児12人、1歳児20人、2歳児36人、3歳児は1号認定5人を含む45人、4歳児は1号認定30人を含む77人、5歳児は1号認定35人を含む77人を想定している。

また、年齢ごとの保育室の配置としては、0歳児から2歳児を1階に、3歳児から5歳児を2階に、それぞれ配置する予定としている。

問 認定こども園になれば、保育所と幼稚園の子どもが同じ施設に通うこととなる。幼稚園部分の子どもたちも希望すれば給食を食べられるようにすべきと思うが、どうか。

答 同じ園で生活する子どもにとって、同様の生活を送ることが望ましいと考えている。給食室は、260人の園児全員に対応できる調理施設を予定しており、給食費の利用者負担は発生するものの、給食の提供を希望する幼稚園定員の子どもへの提供を想定している。

問 市民周知の予定は。

答 認定こども園に関する市民説明会については、10月に市民プラザと文化会館で実施し、内容としては、現時点での施設概要や、今後のスケジュール、利用手続等を中心に説明する予定をしている。

今後についても、詳細な内容が決まった段階で、改めて説明会を実施し周知を図っていこうと考えている。

【歳出：幼児教育推進事業 ▲23万3000円】

問 幼児教育推進事業における歳出予算の減額等の概要は。

答 就学前教育・保育共通カリキュラムについて、当初は28年度中に策定を完了する予定であったが、さらに慎重な検討を行う必要があるとの意見があったことから、会議の実施回数をふやすこととし、スケジュールを変更したことに伴い、委員報酬の増額、また、カリキュラムの作成を29年度に変更することによる印刷製本費の減額をしている。

問 今後のスケジュールは。

答 28年度中に2回の会議を開催し、引き続き、カリキュラムの土台となる総論を審議して、その後、28年度末から29年度にかけて幼稚園・保育所等の現場レベルの職員からなるワーキンググループにおいて、年齢別カリキュラムの審議を集中的に行い、策定委員会にその成果を上げていく予定としており、29年度中に同委員会をおおむね3回開催し、答申を得ようとするものである。

(討論) 賛成討論あり

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決